

恵庭市消防職員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 9 号

恵庭市消防職員の服制に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市消防職員の服制に関する規則（昭和 5 6 年規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																														
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）																														
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																														
<table><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>手袋</td><td></td><td>白</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	(略)			手袋		白							(略)			<table><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>手袋</td><td></td><td>白</td></tr><tr><td>ネクタイ</td><td></td><td><u>濃紺を基調とする。</u></td></tr><tr><td>靴</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	(略)			手袋		白	ネクタイ		<u>濃紺を基調とする。</u>	靴			(略)		
(略)																															
手袋		白																													
(略)																															
(略)																															
手袋		白																													
ネクタイ		<u>濃紺を基調とする。</u>																													
靴																															
(略)																															
備考（略）	備考（略）																														

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。